

生駒市地域生活支援事業の実施内容について

- ① 生駒市地域生活支援事業は、原則として委託による実施とする。
- ② 移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援（以下「各種支援事業」という。）、福祉ホーム、重度障がい者入院時コミュニケーション支援の対象者については、表1のとおりとする。
- ③ 各種支援事業、福祉ホーム及び重度障がい者入院時コミュニケーション支援の事業費（基準額）については、表2のとおりとする。
- ④ 各種支援事業における利用者負担割合については、障害福祉サービスと同様、原則として基準額の1割相当とする。また、上限負担月額についても障害福祉サービスと同様とする。（表3参照）
- ⑤ 各種支援事業及び福祉ホームにおける利用決定については、「地域生活支援事業受給者証」に記載する。記載内容については、表4のとおりとする。なお、重度障がい者入院時コミュニケーション支援については、別途「重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書」に記載する。

表1：本市が今回委託依頼する事業内容

	事業名	事業の概要	対象者
内容（必須事業）	移動支援事業	外出が困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーの派遣等により、移動を支援する事業	視覚障がい、知的障がい、精神障がい、全身性障がいを有する障がい者（児）等のうち屋外での移動が困難な障がい者等。ただし、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の給付を受ける場合を除く。
地域生活支援事業の内容（その他の地域生活支援事業）	訪問入浴サービス事業	通所による入浴介助が困難な障がい者に対して、訪問入浴を行う事業	移送困難等により、通所による入浴介助が困難である身体障がい者
	日中一時支援事業	日中において、主に知的障がい者、障がい児を一時的に預かる事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要とされる知的障がい者又は障がい児若しくはそれに準ずる者
	福祉ホーム事業	在宅での生活が困難な障がい者に対して、福祉ホーム内において必要な支援を行う事業	障がいの程度や家庭環境、経済的事由により、地域での継続した生活が困難な障がい者のうち、共同生活援助における地域生活が困難な者
	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な知的・発達・重度の身体障がい者その他の障がい者が医療機関に入院した場合に、円滑な診療行為を行うことができるよう、当該障がい者との意思の疎通に熟練した者を派遣し、医療従事者等との意思疎通を支援する事業	コミュニケーションに支援が必要な、18歳以上かつ障害支援区分3以上の障がい者で、単身及びそれに準じる世帯に属する者

表 2：基準額（令和 7 年度）

各種支援事業等		単価						
移動 支援	単価区分	30 分 以内	30 分 を超えて 1 時間 以内	1 時間 を超えて 1.5 時間 以内	1.5 時間 を超えて 2 時間 以内	2 時間 を超えて 2.5 時間 以内	2.5 時間 を超えて 3 時間 以内	以後 30 分 加算
	身体介護 を伴う	2,560 円	4,040 円	5,870 円	6,690 円	7,540 円	8,370 円	830 円
	身体介護 を伴わない	1,060 円	1,970 円	2,750 円	3,440 円	4,130 円	4,820 円	690 円
訪問入浴サービス		12,660 円／回						
日中一時支援		年齢区分	障害支援 区分	3 時間未満		3 時間以上 6 時間未満		6 時間以上
		障がい者	6	3,220 円		6,430 円		9,640 円
			5	2,870 円		5,730 円		8,600 円
			4	2,530 円		5,050 円		7,580 円
			3	2,370 円		4,730 円		7,090 円
			2	2,180 円		4,360 円		6,540 円
			1	2,180 円		4,360 円		6,540 円
		学齢児	3	2,870 円		5,730 円		8,600 円
			2	2,450 円		4,890 円		7,330 円
			1	2,180 円		4,360 円		6,540 円
		就学前障がい児			2,870 円		5,730 円	
重症心身障害児（者）			8,070 円		16,130 円		24,200 円	
福祉ホーム		「おかりなの家」（生駒市内）				196,850 円／月		
		「コットンハウス」「有縁のすみか」 （わたぼうしの会・奈良市）				21,500 円／月・人		
		「福祉ホーム「ひまわり」」（太陽の家・京都市）				158,000 円／年・人		
重度障がい者入院 時コミュニケーション支援		派遣 30 分あたり 600 円 ただし、19 時から 22 時、5 時から 7 時 30 分の派遣については 1.25 倍、 22 時から翌日 5 時の派遣については 1.5 倍						

※移動支援の場合は原則として、「居宅介護」の算定方法に準ずる。（ただし、地域加算は行わない。）

※ 1 移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加活動、余暇活動とする。

「身体介護を伴う」場合の取り扱いは、下記要件を勘案して決定する。

（1）居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合））に該当する者

（2）全身性障がい者及びそれに準ずる者（1 級かつ下肢を含む 2 肢以上の麻痺等を持つ者）であり、重度訪問介護の対象でない者

（3）障害支援区分のない、行動援護スコア 4 点～9 点の知的・精神障がい者

（4）障がい児区分 2 以上または行動援護スコア 4 点～9 点の者

（5）就学前障がい児等

※ 2 各種支援事業等（福祉ホーム・重度障がい者入院時コミュニケーション支援を除く。）における委託料は、原則として、上表に掲げる基準額から、利用者負担相当額（基準額の 1 割相当額）を控除した額とする。

※ 3 移動支援事業での運転時間は算定しない。ただし、2 人介護の場合（A は運転、B は車内でずっと身体介護するとき）は、A は運転時間を除いた身体介護の時間を、B は運転時間を含めた身体介護の時間をそれぞれ算定する。

※ 4 日中一時支援において、障害支援区分が「区分なし」又は「非該当」の場合、「障害支援区分 1」を適用する。

表 3：上限負担月額

生活保護世帯に属する者		0 円
低所得世帯（市町村民税非課税世帯）		0 円
一般世帯（市町村民税課税世帯）	市町村民税課税世帯（障害児の属する世帯で所得割 28 万円未満）	4,600 円
	市町村民税課税世帯（障害者の属する世帯で所得割 16 万円未満）	9,300 円
	市町村民税課税世帯（上記以外の世帯）	37,200 円

※ 市町村民税課税世帯は、世帯の市町村民税所得割額で上限負担月額を決定する。

※ 世帯の範囲は、障害福祉サービスに準ずる。（18 歳以上は本人と配偶者。18 歳未満は本人が属する世帯全員）

表 4：各種支援事業及び福祉ホームにおける利用決定内容等

事業名	利用決定内容（受給者証に記載）
移動支援事業	移動支援（身体介護付き又は身体介護なし） 〇〇時間／月（1 回当たり〇〇時間まで）
訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス 〇〇日／月
日中一時支援事業	日中一時支援 〇〇日／月
福祉ホーム事業	福祉ホーム 〇〇日／月又は支給決定期間に含まれる日数